

さくらやまなみバス利用促進協議会設置要綱

(目的)

第1条 西宮市山口地域と南部地域を連絡するさくらやまなみバス事業（以下、「バス事業」という。）の実施にあたり、運行及び利用促進に関する諸問題について、関係者が協議、調整を行うため、さくらやまなみバス利用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1)運行内容に関すること
- (2)利用促進に関すること
- (3)その他バス事業に関すること

(組織)

第3条 協議会の構成は、次のとおりとする。

- (1)山口地区自治会連絡協議会及び各種団体
 - (2)阪急バス株式会社
 - (3)西宮市
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は、互選とする。

(会議)

第4条 協議会は、会長が召集し、協議会を代表し、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに随時開催する。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 会長が不在の場合は、副会長がその職務を代理する。

(作業部会)

第5条 協議会に、協議会の任務を補佐するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長及びその他必要な役員を置き、部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 3 部会長が不在の場合は、その他の役員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、西宮市交通政策課に置く。

(経費の負担)

第7条 協議会の事業に要する経費は、補助金、その他収入をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員で協議の上定める。

付 則

この要綱は、平成20年11月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。